こども誰でも通園制度

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）に関する想定事務フロー

【第１版】

令和７年11月21日
こども家庭庁成育局保育政策課

※ この資料において、市町村には特別区を含む。

こども誰でも通園制度

認可及び確認に関する想定事務フロー

認可及び確認に関する手続き一覧

区分	参照条文	手続き	様式	添付書類	提出時期
認可	• 児福法第34条の15 • 児福則第36条の36第１項及び第２項	認可の申請	• 参考様式①	• 参考資料①	
	• 児福則第36条の36第３項及び第４項	変更の届出	• 参考様式④-1	• 参考資料②	変更のあった日から起算して１か月以内 • 施設の名称、種類、位置 • （法人又は団体の場合）定款、寄附行為その他の規約
			• 参考様式④-2	• 参考資料②	あらかじめ • 建物その他設備の規模及び構造並びにその図面 • 事業の運営についての重要事項に関する規程 • 経営の責任者及び福祉の実務に当たる幹部職員
	• 児福法第34条の15第７項 • 児福則第36条の37	廃止又は休止の承認の申請	• 参考様式⑤		※事務フロー省略
確認	• 子子法第54条の２第２項	確認の申請	• 参考様式①	• 参考資料①	
	• 子子法第54条の３において準用する子子法第44条 • 子子則第44条の２において準用する子子則第40条	変更の申請 （利用定員の増加）	• 参考様式④-3	• 参考資料②	あらかじめ
	• 子子法第54条の３において準用する子子法第47条 • 子子則第44条の２において準用する子子則第41条	変更の届出 （利用定員の減少）	• 参考様式④-4	• 参考資料②	減少の日の３か月前
		変更の届出 （利用定員の変更以外）	• 参考様式④-5	• 参考資料②	10日以内
	• 子子法第54条の３において準用する子子法第48条	辞退の届出	• 参考様式⑤		３月以上の予告期間を設けて ※事務フロー省略

（児福法：児童福祉法、児福則：児童福祉法施行規則、子子法：子ども・子育て支援法、子子則：子ども・子育て支援法施行規則、運営基準：特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準。次ページ以降同じ）

認可及び確認の事務において想定される事務フロー

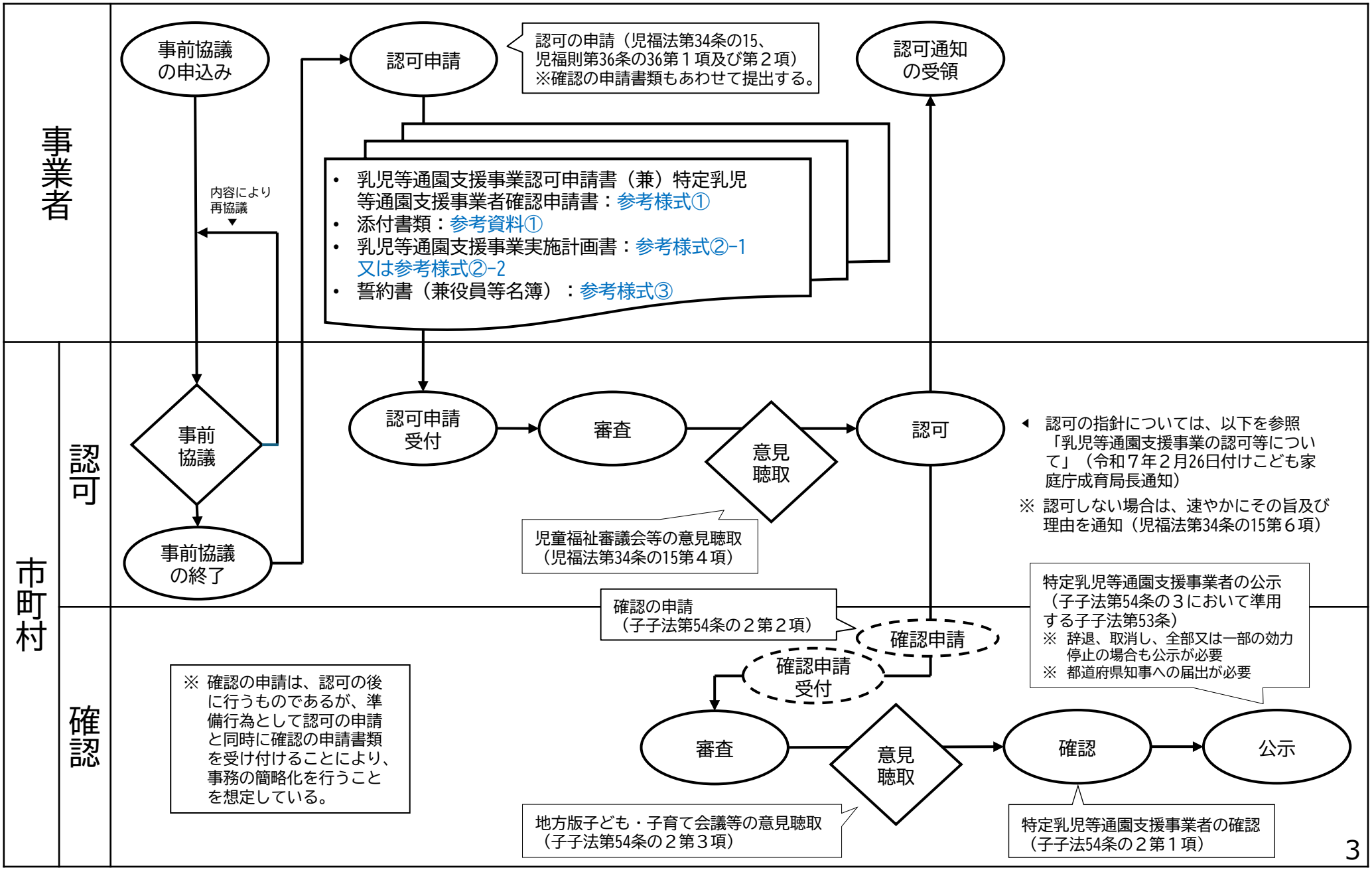

認可の変更の事務において想定される事務フロー

事業者

変更内容	提出時期
• 施設の名称、種類、位置の変更 • （法人又は団体の場合）定款、寄附行為その他の規約	変更のあった日から起算して１か月以内
• 建物その他設備の規模及び構造並びにその図面 • 事業の運営についての重要事項に関する規程 • 経営の責任者及び福祉の実務に当たる幹部職員	あらかじめ

変更の届出

乳児等通園支援事業の認可の変更届
（児福則第36条の36第３項及び第４項）

- 乳児等通園支援事業者認可変更届：参考様式④-１又は参考資料④-２
- 添付書類：参考資料②

市町村

認可

変更届受付

確認

確認の変更の事務において想定される事務フロー

・確認の変更に関する手続き（利用定員の増加又は減少）

変更内容	提出時期
利用定員の増加	あらかじめ
利用定員の減少	減少の日の３か月前

事業者

変更の申請

- 利用定員の増加
  特定乳児等通園支援事業者の確認の変更申請（子子法第54条の３において準用する子子法第44条、子子則第44条の２において準用する子子則第40条）

- 特定乳児等通園支援事業者確認変更申請書（利用定員の増加）：参考様式④-３
- 添付書類：参考資料②

変更の届出

- 利用定員の減少
  特定乳児等通園支援事業者の確認の変更届（子子法第54条の３において準用する子子法第47条、子子則第44条の２において準用する子子則第41条第３項）

- 特定乳児等通園支援事業者確認変更届（利用定員の減少）：参考様式④-４
- 添付書類：参考資料②

市町村

認可

確認

変更申請受付

変更届受付

確認の変更の事務において想定される事務フロー

・確認の変更に関する手続き（利用定員の変更以外）

事業者

変更内容	提出時期
・事業所の名称及び所在地 ・事業者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名、生年月日、住所及び職名 ・定款、寄附行為等及びその登記事項証明書等 ・事業所の平面図及び設備の概要 ・事業所の管理者の氏名、生年月日、住所 ・運営規程 ・事業に係る乳児等支援給付費及び特例乳児等支援給付費の請求に関する事項 ・役員の氏名、生年月日及び住所	10日以内

変更の届出

特定乳児等通園支援事業者の確認の変更届（子子法第54条の３において準用する子子法第47条第１項、子子則第44条の２において準用する子子則第41条第１項及び第２項）

- 特定乳児等通園支援事業者確認変更届：参考様式④-5
- 添付書類：参考資料②

市町村

認可

確認

変更届受付

こども誰でも通園制度

乳児等支援給付認定及び乳児等支援給付費の支給事務に関する想定事務フロー

乳児等支援給付認定の事務において想定される事務フロー

・乳児等支援給付認定に関する手続き

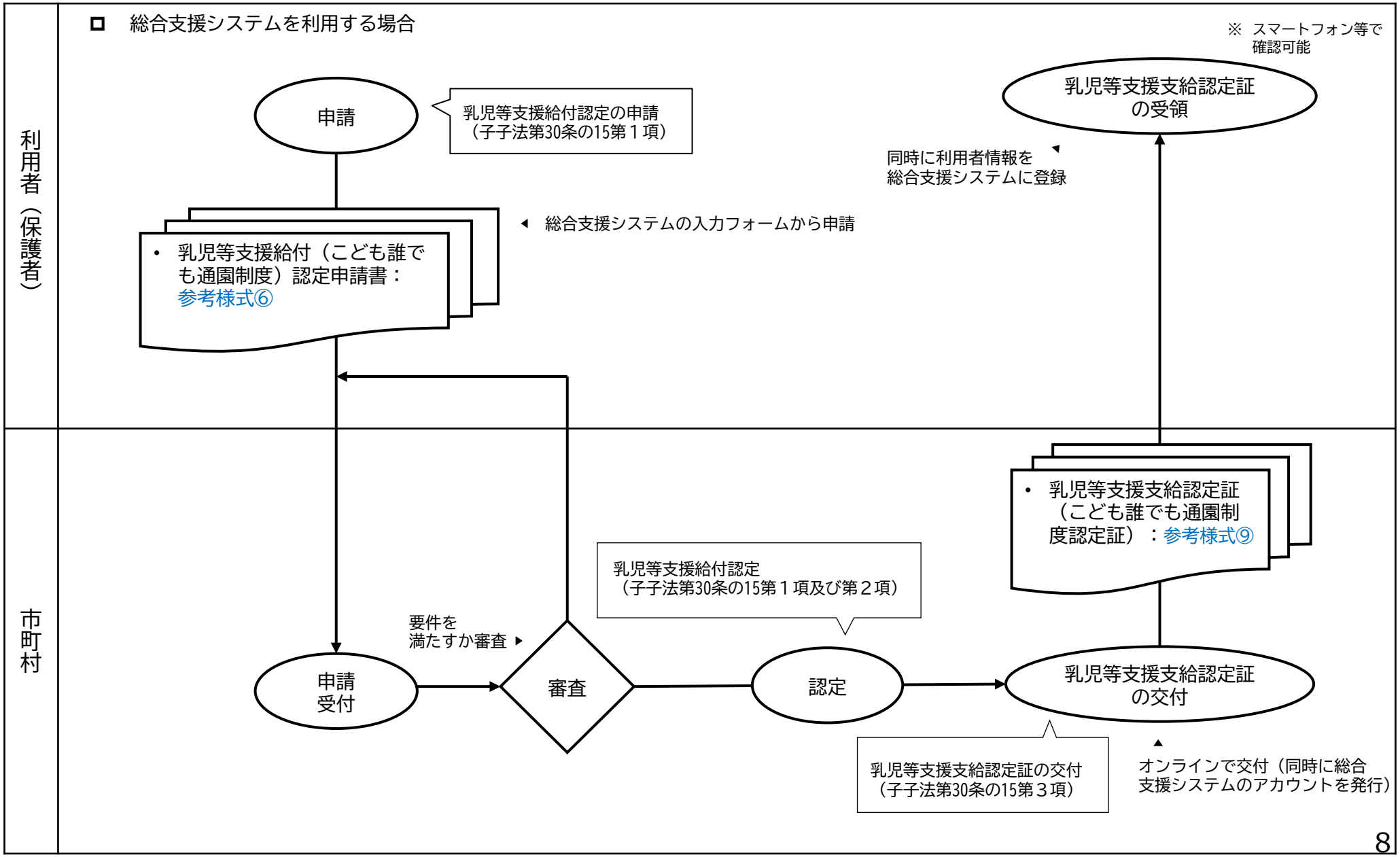

乳児等支援給付認定の事務において想定される事務フロー

・乳児等支援給付認定の消滅、変更に関する手続き

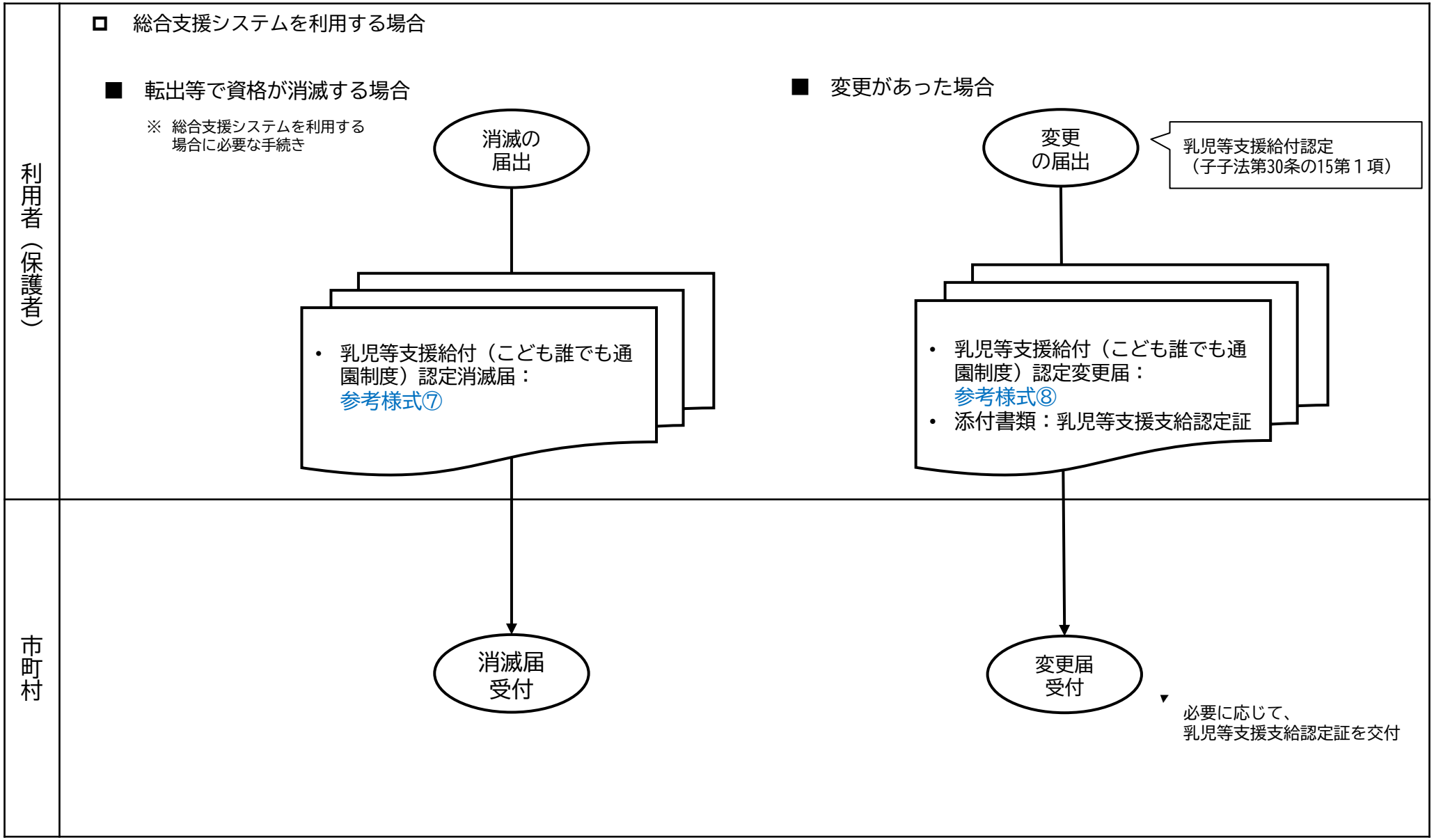

乳児等支援給付認定の事務において想定される事務フロー

・乳児等支援給付認定の取消しに関する手続き

利用者（保護者）

乳児等支援給付認定を行った市町村は、次に掲げる場合に、当該乳児等支援給付認定の取消しを行うことができる。
（子子法第30条の18第１項、子子令第15条の８）

- 乳児等支援給付認定子どもが支給対象小学校就学前子どもに該当しなくなったとき。
- 乳児等支援給付認定保護者が当該市町村以外の市町村の区域内に居住地を有するに至ったと認めるとき。
- 乳児等支援給付認定保護者が子子法第30条の17第１項の規定に違反したとき。
- 乳児等支援給付認定保護者が、正当な理由なしに子子法第30条の13において準用する子子法第13条の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は同条の規定による職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。
- 乳児等支援給付認定保護者が子子法第30条の15第１項の規定による申請に関し虚偽の申請をしたとき。若しくは虚偽の答弁をしたとき。

市町村

乳児等支援給付認定の取消し

乳児等支援給付認定の取消し
（子子法第30条の18第１項）

乳児等支援支給認定証の返還請求

乳児等支援給付認定の取消し
（子子法第30条の18第２項）

乳児等支援給付費の支給事務において想定される事務フロー

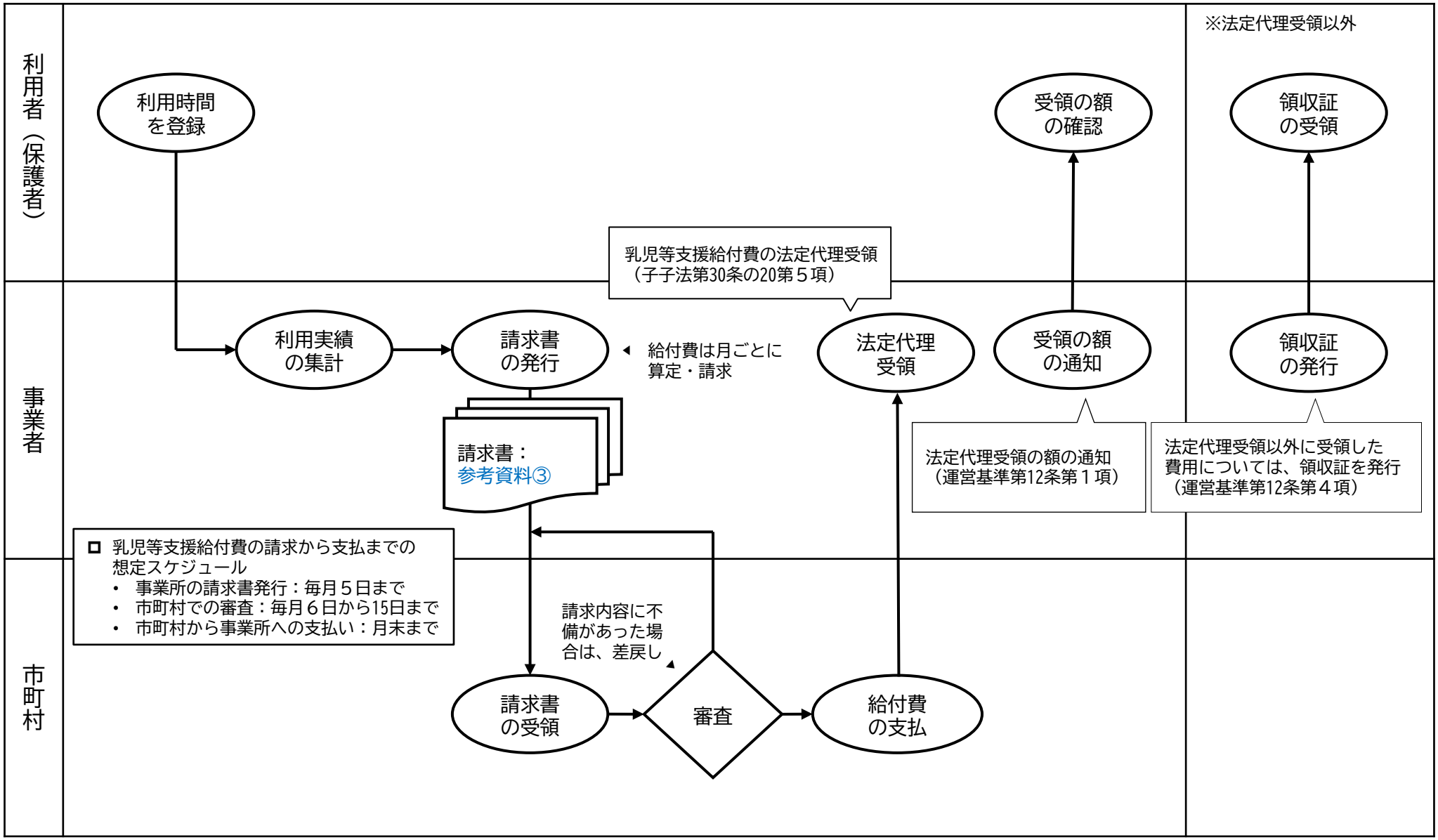

【参考】総合支援システムを導入している場合（乳児等支援給付認定～給付費支払い）

・住民票を置く市町村内の事業所を利用する場合

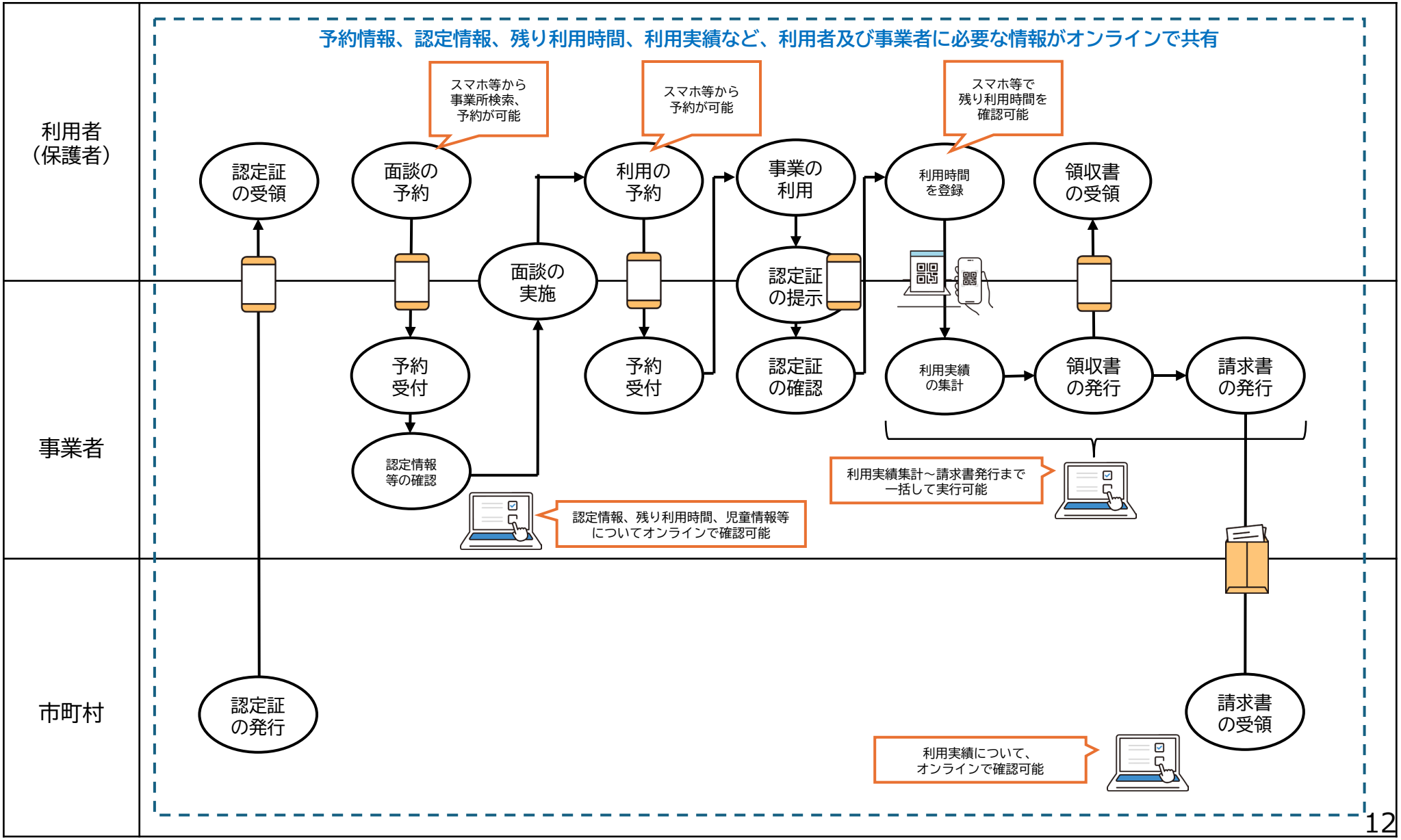

【参考】総合支援システムを導入している場合（乳児等支援給付認定～給付費支払い）

・広域利用の場合
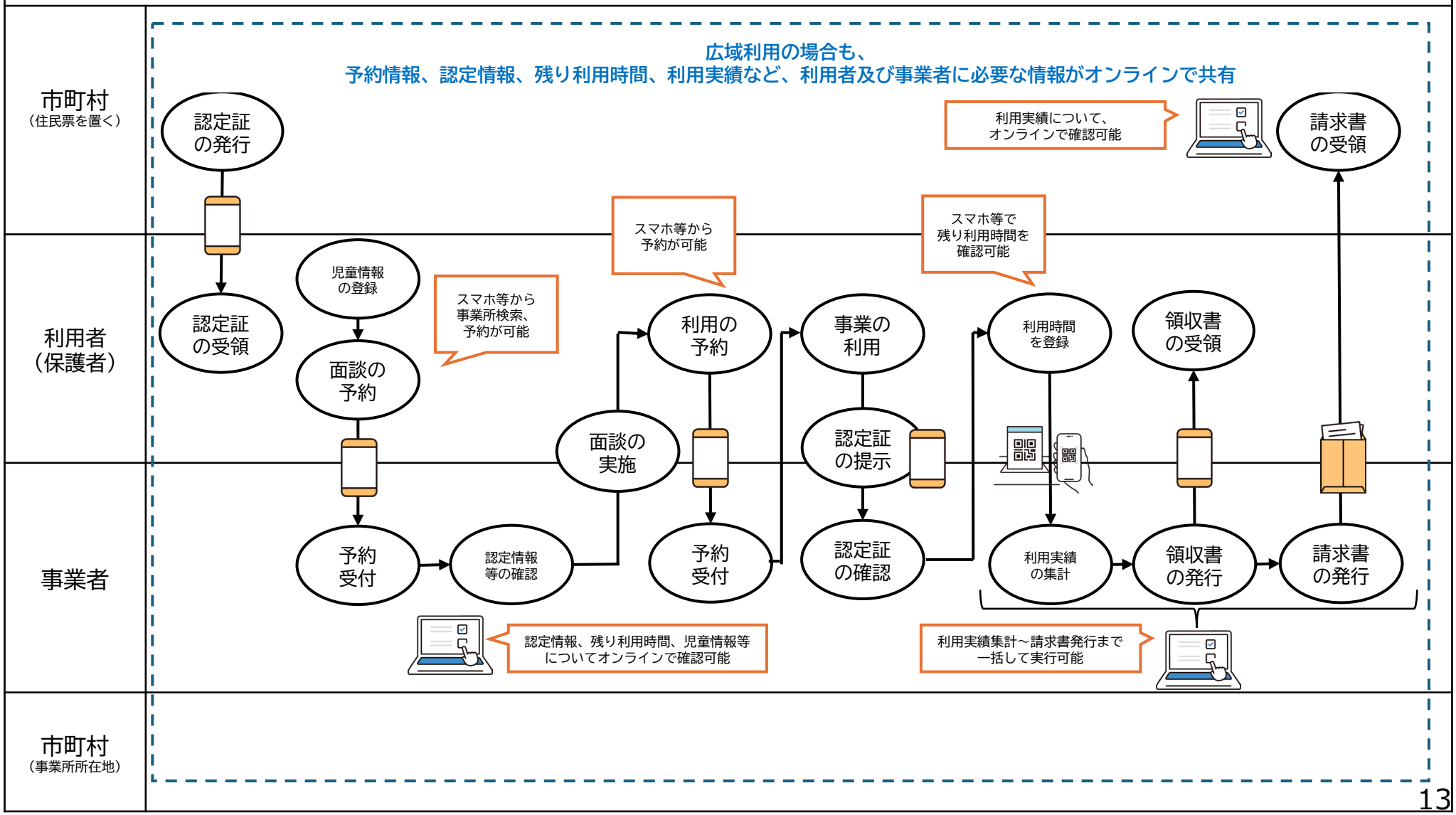
総合支援システムを市町村（住民票を置く）及び市町村（事業所所在地）の双方が導入している場合